

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 12 日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所 神戸市東灘区向洋町中2丁目1 1	
氏名 公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院 院長 三枝 康宏	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 078-858-1111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	69J060 1043 公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院
事業場の所在地	神戸市東灘区向洋町中2丁目1 1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	P8311 一般病院
②事業の規模	病床数： 198 稼働病床数： 198
③従業員数	約 370 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	部署 →別表1 清掃担当者による施設内運搬 →鍵付倉庫保管 →直接委託収集運搬→焼却残さは埋立処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

神戸市環境局 ←医療機関管理責任者 ⇔ 医療機関実務担当者 →特別産業廃棄委託業者
→院内清掃業者責任者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	104 t	t
	（これまでに実施した取組） 職員への廃棄物の適正処理についての教育。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	100 t	t
	（今後実施する予定の取組） 別表 2 感染担当看護師による分別への教育。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別徹底
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物のため特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) -		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) -		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) -		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	104 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) -		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	100 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	感染担当看護師による分別への教育		
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（令和 6 年度実績）】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	104	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄	電子マニフェスト 令和2年度より開始済		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物の処理に関する実施細目

部門別	保管場所	感染性廃棄物の種類	分別廃棄物名	梱包容器等	表 示		施設内中間処理	院内搬送手段	搬送先
畜 病 科	処 置 室	血液が付着した鋭利なもの	注射針、穿刺針、メスの刃、注射筒（デイスボ製品）、点滴・輸液セット	合成樹脂容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
	診 察 室	手術等により摘出される病理廃棄物	摘出臓器、組織	合成樹脂容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
	汚 物 室	病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具・培地	喀痰採取容器等、菌汚染ガーゼ等	ダシホル容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
		透析器具	フィルタ、チューブ類、輸血パック	ダシホル容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
		その他血液等が付着したもの	ゴム手袋、特定治療材料等（デイスボ製品）、脱脂綿、ガーゼ、包帯	ダシホル容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
中央手術部	手 術 室	血液等、血液製剤	血液、浸出液	合成樹脂容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
		手術等により摘出される病理廃棄物	摘出臓器、組織	合成樹脂容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
		血液が付着した鋭利なもの	注射針、メスの刃、縫合針	合成樹脂容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
		その他血液等が付着したもの	各種チューブ類、洗浄回路等手術室使用の特定治療器材（デイスボ製品）デイスボシリンジ	ダシホル容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所
			ゴム手袋、ガーゼ、シート（デイスボ製品）、糸	ダシホル容器	バイオハザードマーク	黄		運 搬 車	廃棄物保管場所

感染性廃棄物
実施細目運用基準

1. 保管基準

- ① 廃棄物が飛散し、流出するおそれがないようにすること
- ② 廃棄物が地下へ浸透するおそれがないようにすること
- ③ 廃棄物により悪臭が発散するおそれがないようにすること
- ④ 保管施設には、鼠の生息、蚊、蟻、その他の害虫が発生しないようにすること

2. 感染性廃棄物の梱包

- ① 鋭利なものを梱包する容器は合成樹脂製の容器とし、非鋭利なものはダンボール容器にビニール袋を入れたものをしようする。
- ② 容器の設置場所は原則として感染性廃棄物の発生場所（病室を除く）とする。
- ③ 感染性廃棄物の容器は移し替えてはならない。
- ④ 容器を密封した時は速やかに感染性廃棄物保管施設へ運搬すること。

3. 感染性廃棄物の梱包容器及び収納容器の表示

- ① 標識は全国共通の国際バイオハザード標識（下図）を採用



- ② 廃棄物の取扱者が廃棄物の種類が判別できるように、性状に応じて標識の色を次により分けることが望ましい。

ア	液状又は泥状のもの（血液等）	赤
イ	固形状のもの（血液が付着したガーゼ等）	橙
ウ	鋭利なもの（注射針等）	黄

- ③ 感染性廃棄物発生現場において性状に応じ複数容器を使用し分別投入することは、危険性があるため当院では「黄色」のバイオハザード標識を使用する。

特別管理産業廃棄物処理計画書添付資料

公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院

1. 当該事業場の処理に係る管理体制に関する事項

別添の六甲アイランド甲南病院医療廃棄物取扱い管理規定 第3条感染性廃棄物の管理体制を参照。

2.

(イ) 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

(ロ) 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1. に同じ

(ハ) 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

感染性医療廃棄物により、特になし

(ニ) 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別添の六甲アイランド甲南病院医療廃棄物取扱管理規定 第5条分別を参照

(ホ) 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

感染性医療廃棄物により、特になし

(ヘ) 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

別添の六甲アイランド甲南病院医療廃棄物取扱管理規定 第4条処理を参照

(ト) 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

別添の六甲アイランド甲南病院医療廃棄物取扱管理規定 第8条・第9条を参照

以 上

(感染性廃棄物の管理体制)

第3条 病院長は、院内で排出する感染性廃棄物の適正な管理と処理を行わせるために、総括管理責任者及び管理責任者をおき管理体制の充実を図るものとする。

2 総括管理責任者は、六甲アイランド甲南病院院内感染対策委員会の委員長がこれにあたるものとする。

3 管理責任者は、当該管理規程及び処理計画書に基づく感染性廃棄物の排出・分別・梱包等の中間処理等について、医師・看護師・その他の関係職員を指導し、直接責任者として適切な処理を行わせるものとする。

また、排出箇所別による当該廃棄物の具体的処理については、別紙実施細目によるものとする。

4 感染性廃棄物排出箇所の管理責任者は次に定めるものとする。

排 出 箇 所	管 理 責 任 者
外来各診療部門	外来看護師長
各 病 棟	各病棟看護師長
手術・中央材料室	看護師長
中 央 検 査 部	中央臨床検査部技師長
病 理 解 剖 室	中央臨床検査部技師長
中央放射線部	中央放射線部技師長
薬 剤 部	薬剤部長

(廃棄物の処理計画)

第4条 病院長は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるものとする。

2 処理計画は、感染性廃棄物に関し、次の事項を定めるものとする。

- 一 発生状況
- 二 分別方法
- 三 施設内の収集・運搬方法
- 四 梱包方法
- 五 保管方法
- 六 滅菌処理方法（施設内で処理を行う場合に限る）
- 七 処理業者の許可証、委託契約書の写（処理業者へ委託する場合に限る）
- 八 緊急時の関係者への連絡体制

3 当該処理計画を見直す必要が生じたときは、臨時に院内感染対策委員会を開催し、審議するものとする。

(分 別)

第5条 感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別して排出するものとする。ただし、感染性廃棄物と他の廃棄物と混合したもの、すべて感染性廃棄物として取り扱う場合はこの限りでない。

(収集・運搬)

第6条 病院内における、感染性廃棄物の収集・運搬は、運搬途中で内容物が飛散し流出するおそれのない容器を使用するものとする。

(梱 包)

第7条 感染性廃棄物の梱包は、次のとおりとし、梱包に用いる容器の材料・材質は感染性廃棄物の性状に応じ適切なものを使用する。

- 一 注射針、メス等の鋭利なものは、危険防止のために耐貫通性の堅牢な容器を使用すること
- 二 固形状のものは、丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する
- 三 液状又は泥状のものは、廃液等が漏洩しない密封容器を使用する

(表 示)

第8条 感染性廃棄物を梱包した容器又はこれを収納する容器には、廃棄物の取扱者に識別できるバイオハザードマーク等を表示するものとする。

(保 管)

第9条 感染性廃棄物の保管は、極力短期間とし、他の保管物と混在しないよう区別して保管